

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2010～2013

課題番号：22243008

研究課題名(和文)変貌する家事紛争に対応した解決モデルの構築

研究課題名(英文)Building of a solution model corresponding to changing family problem

研究代表者

二宮 周平(Ninomiya, Shuhei)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：40131726

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 24,600,000円、(間接経費) 7,380,000円

研究成果の概要(和文)：家事紛争の中でも未成年の子のいる夫婦の紛争は、当事者の葛藤の程度に応じて3段階に分けることができる。葛藤が低い場合には、情報の提供や相談対応で、合意解決の可能性がある。中程度の場合には、家裁の家事調停において、調停委員や家裁調査官の働きかけによって合意解決の可能性がある。DVや児童虐待など高葛藤の場合には、家裁の裁判官が当事者を説得し、再度の和解や付調停により合意解決を図るとともに、監視付き面会交流など公的な場所、機関によるサポートや養育費の強制的な取り立てなど裁判所がコントロールする。当事者の合意による解決を促進する仕組みを葛藤の段階に対応して設けることが必要である。

研究成果の概要(英文)：Family problem, especially of a couple with children can be divided a class into three level according to conflicts. In low conflict case the person concerned can settle problems by information and conference, in middle conflict case, by appealing by members of family mediation and family investigate officer. In high conflict case, such as DV or child abuse, a family court judge have to persuade the person concerned to accept reconciliation or mediation, give a court order of supervised visitation at public space and collect the expense of bringing up child compulsory. We have to construct the system to promote settling family problems by consent of the person concern.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：合意による紛争解決 親子の面会交流 養育費の分担 家族の多様化 家事調停・メディエーション  
子どもの連れ去り

## 1. 研究開始当初の背景

現代日本社会が直面しているDV・児童虐待、離婚に伴う子どもの奪い合い、別居・離婚後の親子の交流、国際結婚・離婚から生ずる問題などは、法の適用判断を中心とした従来型の紛争解決システムでは適切に対応できない。当事者が危機を乗り越え再生を図ることを支援する視点からの制度改革が必要とされ始めている。例えば、当事者の紛争解決に向けた主体的な意思を引き出し、支援する視点から、相談・調停など紛争解決の場における臨床心理的手法の利用、臨床心理士・カウンセラーなどの専門家や福祉機関・支援・自助団体等との連携を含めた、柔軟で総合的な対応システムの構築が不可欠となっている。

本研究は、上記のような法学・社会的背景の下、平成17年度基盤研究(A)「多様化し複雑化する国際家族紛争に対応する国際家事手続法制の整備に関する調査研究」(研究代表・渡辺惺之)の研究実施の過程で得られた認識、国内外の研究者ネットワークに基づき、他方、民事法・臨床心理の協働の視点からの成果である、二宮周平・村本邦子編『法と心理の協働～女性と家族をめぐる紛争解決へ向けて』(2006年、不磨書房)の主要な研究者グループの法学と臨床心理学との融合的な研究実績を踏まえて、問題解決に向かう当事者を家事紛争解決モデルのユーザーと見る当事者支援の視点に立ったものであり、研究開始当時、他に例のない独創性に富むものであった。

なお本研究代表者を中心とする法学・臨床心理学の研究者は、異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業(平21~24年度)「現代型家族問題に対する法と臨床心理学の融合的視点からの解決モデルの提案」についても採択されており、2つの研究を併行・総合しながら行うことが可能な環境にあった。

## 2. 研究の目的

当事者が危機を乗り越え、家族関係の修復・再生を図ることを支援する視点からの紛争解決モデルの構築を目的とする。そのために、当事者の紛争解決に向けた主体的な意思を引き出し、支援することが不可欠であり、法的な情報の提供、法的あるいは心理的、福祉的な相談対応、家事調停における調停委員・家裁調査官の働きかけ、臨床心理士・カウンセラーなどの専門家及び福祉機関、支援・自助団体等との連携などを含む、柔軟で総合的な対応システムを追求する。

具体的な紛争事例としては、別居・離婚後の親子関係、特に養育費の分担と面会交流、国際的な子の奪取、DV・虐待の被害者保護・加害者対応を取り上げ、共同親権やハーグ条約批准の法整備課題及び求められる家事事件手続の構造も明らかにする。

## 3. 研究の方法

テーマと対象から、3つのグループに分け、中心となって研究を実施するチームを編成した。Aチームは、家族問題に関する主として裁判外の支援システムの研究、Bチームは、国内・渉外を含む家族法制度の改革の検討、Cチームは、国内・渉外を合わせた家事手続法の改革の検討である。それぞれのチームに家族実体法、家事手続法、国際私法、弁護士等実務家、臨床心理・家族社会学等の研究者を混成配置し、チームごとの研究会、3チーム合同の研究会を開催しながら、研究目的へ向けて進めることとした。なお後掲の6に記載した連携研究者に加えて、研究協力者として、小川富之氏(近畿大学法学部教授、オーストラリア法)、榊原富士子氏(弁護士)、桑田道子氏(面会交流支援団体 Vi-Project 代表)を加え、後掲の国外調査に参加してもらった。

紛争の合意解決の支援は、欧米の主要国ではメインストリームとなっており、研究者ネットワークを用いて、ドイツ、オーストリア、カナダ、オーストラリアの訪問調査を行うこと、また協議離婚制度改革により父母の合意解決を促進した韓国、日本より一足早く家事事件法を改正施行している台湾についても、日本法の影響が強い中、本研究テーマについて改革を先行していることを重視して、訪問調査の対象とした。こうした訪問調査を行う際には、事前に当該国の研究者を招聘して国内で研究会を開き、訪問調査の課題や訪問先についてアドバイスを受ける方式を採った。その結果、短期間で充実した調査を行うことができた。

## 4. 研究成果

### (1) 海外訪問調査

2010年度は、2010年9月12日~19日、ドイツのコッヘム家裁、ハイデルベルグ家裁、シュトゥットガルト高裁、ミュンヘン家裁を訪問し、子の配慮権、面会交流、養育費など子の監護に関する紛争に関して父母の合意による解決を促進する裁判所の取組み(コッヘム・モデル、新家事事件手続法)を調査した。コッヘムではコッヘムモデルの創始者であるルドルフ氏に裁判官・弁護士・州法務大臣・臨床心理学者とのワークショップ、シュトゥットガルトではビスマイヤー判事のアレンジにより裁判官、メディエーター、心理鑑定士との研究会を開催してもらった。また同年11月27、28日、国立台湾大学にて台日家族法研究会を開催し、国際的な子の奪取に関する台日の判例研究などの検討を行った。

2011年度は、2012年2月29日~3月6日、ドイツのシュトゥットガルトとウィーンを訪問し、シュトゥットガルトでは、州司法省にてペアレンティング・プラン導入の計画、少年局、子ども保護連盟、レオンベルク心理相談所にて父母子に対する相談対応、面会交流の支援、父母の心理相談の実際、手続補佐

人へのヒアリングなどを行い、合意解決の促進と当事者支援のための各機関の連携のあり方を知ることができた。ウィーンでは、ウィーン大学の家族法・国際私法研究者から家族法、家事事件手続法の改正動向をヒアリングし、クリーグラー弁護士から父母の合意による解決を促進する上での課題とハーグ条約のオーストリアにおける実施状況をヒアリングした。

2012年度は、2012年12月24～25日、ベトナム・ハノイにて、ハン教授のアレンジにより、家庭裁判所訪問(裁判を実際に傍聴)、ハノイ大学で裁判官、地域法務委員会委員、弁護士、研究者によるセミナーを行い、社会主義体制の下で確立した地域や家裁における合意解決の仕組みを知ることができた。2013年2月25日～3月1日、ウィーンにて、少年福祉局における養育費分担支援のシステム、訪問カフェにおける面会交流支援の実際、司法省家族法改正担当者(裁判官)による法改正のねらいと課題、公証人・弁護士へのヒアリングなどを行い、父母が直接交渉しなくてすむ養育費支払い、父母が高葛藤の場合でも、子のために面会交流を保障していく仕組みなど、家事紛争解決のための当事者支援システムのあり方を知ることができた。なおウィーン大学では、私たち研究チームの成果報告の研究会を開催した。

2013年度は、2013年11月17日～24日、カナダ・オンタリオ州のトロント市、プラントフォード市、ロンドン市を訪問し、監督付面会交流支援に関して、オンタリオ州法務部(Ministry of Attorney General)、ダルハウジー・プレイス、メリーマウント面会交流センター、トロント・両親と子どもアクセス・センターを訪問し、その仕組みと実情についてヒアリング、見学し、子どもの弁護士事務所(Office of the Children's Lawyer)で子どもの声を聴く必要性和その仕組み、実情についてヒアリング、トロント家庭裁判所にて父母の合意形成による解決を支援する取組みについてヒアリング、子ども・家族センター、トロント大学及びキングス大学の研究者から、監視付面会交流の沿革、各機関の連携、教育プログラムや子どもの声を聴くことの必要性などについてヒアリングをした。また2013年8月5日～9日、2014年3月10日～12日、ソウル、全北市などを訪問し、別居・離婚後の親子の交流を促進するツールとなっている「養育手帳」の利用者へのヒアリング、ソウル家裁における離婚案内(子女養育案内)の見学、家庭暴力関連相談所にて加害者治療・矯正プログラムの実際と面会交流の保障などのヒアリングを行った。さらに2014年3月1日～4日、台中市、台北市を訪問し、家事事件法に関する台日比較の研究会、台湾の同法制定に関わった研究者・裁判官へのヒアリング、新北市地方法院家庭部にて新法施行後の運用状況について裁判官からヒアリングと見学を行った。

(2) 海外の研究者・実務家を招聘しての公開研究会ないし国際シンポジウム

2010年度は、2010年4月29、30日、ミハエル・ケスター教授、ダグマー・ケスター・バルチン教授によるドイツ家族法、新家事事件手続法、国際私法のテーマに関する4つの研究会を開催した(成果の一部は5の発表論文参照、以下同じ)。

2011年度は、2011年11月19、20日、ブリギット・カップ博士(心理鑑定士)による臨床心理を中心とする家族支援及び子の意思の把握に関する研究会、ワークショップを、2012年1月13日、ハノイ国立大学のハン教授によるベトナムにおける離婚と子の権利、ファミリーバイオレンス対応に関する研究会を開催した。

2012年度は、2012年4月6、7日、シュトゥットガルト高裁判事であるシュテーター氏、ビスマイヤー氏によるコッヘムモデルの課題、新家事事件手続法の運用に関する研究会、ハム家裁で国際家事事件を専門にしているエルプ・クリューネマン判事によるハーグ子の奪取条約に関する子の返還実務、国際家事調停の実際に関するシンポジウムを開催した。また5月20日、ソウル家裁の専門調査官である宋賢鐘氏による夫婦間の合意形成、離婚後の親子の交流支援の実際に関する研究会、9月17、18日、ウィーン大学のフィッシャー＝チェルマーク、ベーム、フェアシュレーゲン教授によるオーストリア家族法・家事事件手続法の改正動向と課題、ハーグ子の奪取条約の実務に関するシンポジウム、10月31日、フランスの弁護士であり、メディエーターであるラリュエ氏によるフランスにおける家事事件手続とメディエーションに関する研究会を開催した。

2013年度は、2013年4月8日、マイヤールS教授によるアメリカにおける子の監護裁判における子の引き渡しと虐待に関する研究会、9月8日、ガリーグ・パリ大学講師、ランション・ルーヴァンカトリック大学教授による同性婚・パートナーシップ法制・事実婚の3元構造の原則とその背景に関するシンポジウム、2014年2月18日、宋調査官による韓国に於ける親教育の実際(DVDの視聴を含む)に関する研究会を開催した。

以上の公開研究会ないしシンポジウムには、研究者の他、家裁裁判官、家裁調査官、家事調停委員、最高裁家庭局あるいは法務省参事官室の裁判官、弁護士、民間の面会交流支援機関のスタッフ、臨床心理士など多数の参加があり、当日の議論などから本研究の目的の1つである連携と協働をいくらか実現できたと評価している。

なお各期において海外調査報告の研究会、および2012年1月13日、面会交流支援団体代表の桑田道子氏、応用人間科学科の団士郎教授による臨床心理と法の協働に関する公開の研究会、2012年8月26日、離婚後の面会交流の問題の多様性と望まれる法システ

ムに関する公開のセミナーを開催した。

### (3) 得られた研究成果及び知見

得られた研究成果は各チームの研究者・実務家が論文や学会報告などで適宜、公表しているが、要約すれば、次のようになる。

欧米諸国の場合、離婚は裁判所の判決によってなされる。裁判離婚の原因は婚姻の破綻であり、それを証明するものとして一定期間の別居が必要である。別居に際して、子どもの主たる養育者（住む家）、養育費の分担、別居親との交流について合意をしなければ、別居とは認められないことから、父母は、弁護士や相談機関で情報提供を受け、上記事項について相談しながら、合意形成に努力する。韓国には協議離婚制度があるが、日本とは異なり、家庭裁判所において離婚意思の確認を得なければならない。その申請をした時に、子どもがいる夫婦の離婚の場合、裁判所内で子の養育案内を受け、その時点から3か月以内に、親権者、主たる養育者、養育費の分担、別居親との面会交流について合意し、その内容を明記した協議書を提出しなければ、協議離婚をすることができない。

このように合意形成を事実上、強制する制度を背景に、適切な情報提供、当事者の視点に立った相談機関対応があり、その過程で子の気持ちや意思を反映することが可能になっている。

上記の対応は、夫婦間の葛藤が低い場合であり、葛藤が中程度以上であれば、自分たちだけで合意解決をすることは難しい。そこで家庭裁判所に申し立てて、裁判官の指示ないし命令を受けながら、解決に向かうことになるが、訪問したドイツ、オーストリア、カナダでは、裁判所の審理が始まって、なお相談所やメディエーションを推奨して、合意による解決を志向する。弁護士も子の利益を重視し、いたずらに紛争をあおらない。手続補佐人あるいは子どもの弁護士が子の利益や子の声を代弁する。韓国では家事調停においてもなお養育案内の受講、専門機関への相談などを推奨する。子どものことは父母が一番知っているから、子どものために何ができるかの視点に立つことによって、対立から調整へと家事紛争の本質が転換することになる。そのために当事者の合意形成を促進しようとしているのである。

他方、DVや児童虐待など葛藤が高い場合には、裁判官のコントロールが不可欠であり、他方で、子の利益のために監視付の面会交流を公的な機関・場所において、訓練を受けた専門家の立ち会いの下に実施する。養育費については、立て替え給付や合意に執行力を付与するなど、強制力を持たせて、履行を促すなど、合意内容の履行を確保する仕組みがある。

これに対して、日本の場合には、協議離婚は当事者任せであり、養育費や面会交流について合意しなくても離婚ができ、単独親権制度の下、親権の帰属をめぐって家事調停・審

判で対立をより激化する結果となり、離婚後の面会交流の実施が困難となるなど、子の利益を守るための仕組みが不十分である。DVの場合に、被害者や子の利益を守りながら、養育費の分担や面会交流を実現する仕組みが乏しい。家庭裁判所と裁判外の機関との連携も実績に乏しい。

しかし、2011年家事事件手続法が成立し（2013年1月施行）、子どもの手続代理人や子の意思の把握と尊重が規定化され、家裁実務では調査官が早期に子どもの意思を把握するよう調査を開始し、面会交流が子の利益に反すると認められる特段の事情がない限り、父母が面会交流の具体的な実施要領を作成する過程で、相互の不信や恐怖感を軽減し、子のために協力できるように裁判官も関与しながら調停を進める方向性が出ている。養育費相談センターや面会交流支援のための専門機関が民間ベースで立ち上がり、活動を開始している。また2013年、国際的な子の奪取に関するハーグ条約の批准と実施のための国内法の施行により、家事調停のあり方や単独親権の法制などの見直しは課題となり、まさに本研究の目的、家事紛争の合意による解決の促進が社会的に求められる状況にある。

上述した本研究の成果を公表、発信することによって、社会的な要請に応えてきたい。まず公表に関しては、日本加除出版から本科研の各チームと科研外のメンバー（弁護士、家裁調査官、子どものピアサポート団体代表など）による『離婚紛争の合意による解決の支援と子どもの意思の尊重』、信山社から海外調査や研究会報告など資料を中心とした『子どもと離婚～合意による解決と履行の支援～各国の取り組みから』を2014年度中に刊行予定であり、現在、編集作業中である。

### (4) 今後の課題

家事紛争の解決手法は父母の葛藤の程度に対応する必要がある。日本では、低葛藤の場合、協議離婚の際の情報提供、相談対応が必要である。2014年4月から明石市でその取り組みが始まり、各自治体も関心を持つ状況になっている。葛藤が中程度の場合、家事調停において調査官が早期に関与し、子の声を反映させ、調停委員や調査官が父母に働きかけることが重要である。すでに実務はその方向に進んでいるが、公的な面会交流の場がないこと、養育費の立て替え精度がないことなど、合意を支える仕組みが欠かせない。高葛藤の場合には、監視付きの面会交流の実施、加害者の矯正・治療プログラムの受講の義務づけなど諸外国の取組みを参考に制度を創設する必要がある。

幸い2014年度の科研費基盤Bに採択されたので、合意による解決の支援として、協議離婚の際の自治体をベースにした取り組みへの協働（養育手帳やパンフレット作成など）、裁判所外の相談機関の拡充と機関間の連携、国際的な子の奪取事案にも対応できる

家事調停制度の改革（全件調停前置主義、別席調停、非専門家調停委員など日本独自のシステムの検討も含む）などについて、引き続きチームを組んで研究に取り組み予定である。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 131 件）

1・二宮周平「別居・離婚後の親子の交流を支援する仕組みの追求～韓国・カナダ調査を参考に(1)」戸籍時報、査読無、708号、2014、2～12頁、

2・二宮周平「別居・離婚後の親子の交流を支援する仕組みの追求～韓国・カナダ調査を参考に(2)」戸籍時報、査読無、709号、2014、37～45頁

3・二宮周平「別居・離婚後の親子の交流を支援する仕組みの追求～韓国・カナダ調査を参考に(3・完)」戸籍時報、査読無、710号、2014、2～12頁

4・ペーター・ベーム（佐々木健訳）「新非訟事件手続法による配慮権手続および訪問権手続」立命館法学、査読無、351号、2013、158～176頁

5・佐々木健「家事紛争における当事者支援システム～ドイツ」家族<社会と法>、査読有、29号、2013、38～49頁

6・渡辺惺之「ドイツにおける1980年ハーグ条約による子の返還裁判と日本の実施法案(1)(2)(3)(4・完)」戸籍時報、査読無、695号、

2013、2～10頁、697号、2013、2～7頁、698号、10～20頁、699号、2013、25～32頁

7・ベア・フェアシュレーゲン（渡辺惺之訳）「子の奪取の民事面に関する1980年10月25日ハーグ条約とオーストリー」立命館法学、査読無、350号、2013、421～461頁

8・マルチナ・エルプ＝クリューネマン（渡辺惺之訳）「ドイツにおける子の返還事件に関するメディアーションの実務並びに裁判との連携」立命館法学、査読無、347号、2013、434～466頁

9・クローディーヌ・ラリュエ（長田真里訳）「フランスにおける家事事件とメディアーション～カップルと親子関係紛争」立命館法学、査読無、347号、2013、467～495頁

10・山口亮子「アメリカの養育費制度についての一考察」産大法学、査読無、46巻3号、2012、426～450頁

11・山口亮子「アメリカにおける監護権手続の子どもの代理人」比較法研究、査読無、73号、2012、136～145頁

12・佐々木健「ドイツ法における手続上の子どもの代理人」比較法研究、査読無、73号、2012、126～135頁

13・宋賢鐘・二宮周平「韓国における協議離婚制度の改革と当事者の合意形成支援」立命館法学、査読無、343号、2012、574～600頁

14・桑田道子・二宮周平「面会交流の合意内容を実現するための支援活動」戸籍時報、査読無、685号、2012、33～48頁

15・エーベルハルト・シュテサー（佐々木健訳）「コッヘム・モデルとは何か」立命館法学、査読無、344号、2012、627～647頁

16・フォルカー・ピスマイヤー（松久和彦訳）「ドイツ新家事事件手続法の実務～裁判手続、裁判への協力、実務での運用」立命館法学、査読無、344号、2012、648～674頁

17・田中通裕「親権法の立法課題～離婚後の共同親権を中心として」法律時報、査読無、83巻12号、2011、24～29頁

18・二宮周平「当事者支援の家族紛争解決モデルの模索～ドイツ、オーストラリア、韓国の動向から」ケース研究、査読無、307号、2011、5～34頁

19・村本邦子「治療的司法の観点から見た方と心理の協働」法と心理、査読無、11巻1号、2011、7～13頁

20・中村正「『加害者治療』の観点から～暴力加害者への臨床論のために」法と心理、査読無、11巻1号、2011、14～20頁

21・二宮周平・佐々木健・松久和彦『ドイツ家庭裁判所における合意形成促進モデル～家族紛争解決への新しい挑戦』戸籍時報、査読無、665号、2011、2～24頁

22・二宮周平・金成恩「韓国における子どものいる夫婦の離婚問題への取り組み～子ども問題ソリューション会と養育手帳」立命館法学、査読無、331号、2010、455～471頁

23・ミヒャエル・ケスター（松久和彦訳）「ドイツ家族法における親の配慮権紛争」立命館法学、査読無、332号、2010、214～232頁

24・パトリック・パーキンソン（長田真理訳）「別居後のペアレンティング～オーストラリアにおける紛争解決プロセス」立命館法学、査読無、330号、2010、110～134頁

25・渡辺千原「法を支える事実～科学的根拠づけに向けての一考察」立命館法学、査読無、333・334合併号、2010、1803～1846頁

〔学会発表〕（計 57 件）

1・二宮周平「子どもの意思を尊重することの意義・重要性について」、日本弁護士連合会、市民集会「子どもの手続代理人制度の活用を目指して」、2014年2月8日、弁護士会館（東京都）

2・村本邦子「DV被害者への支援における共同と連携」、日本質的心理学会、2013年9月1日、立命館大学（京都市）

3・渡辺惺之「子奪取条約と子の幸福～母による連れ帰り問題への対応」、国際私法学会、2013年6月1日、中央大学（八王子市）

4・佐々木健「家事紛争における当事者支援システム～ドイツ」家族<社会と法>学会、2012年11月10日、早稲田大学（東京都）

5・廣井亮一「法に関わる家族と子どもの援助をめぐる」日本家族心理学会、2012年7月14日、東京学芸大学（東京都）

6・長田真理「ハーグ条約の批准と国際的

会交流」国際家事調停シンポジウム、2011年8月26日、大阪弁護士会館（大阪市）  
7・佐々木健「子どもの手続代理人制度の課題」日弁連家事法制シンポジウム、2011年12月3日、弁護士会館（東京都）  
8・織田有基子「国際家事事件の手続問題」国際私法学会、2010年5月9日、神戸大学（兵庫県）  
〔図書〕（計29件）  
1・立石直子「DV事案における離婚と子の処遇」、法執行研究会編『法はDV被害者を救えるか』、商事法務、2013、498（172～191、454-486頁）  
2・中村正「ハラスメント加害者」、廣井亮一編『加害者臨床』、日本評論社、2012、264（104～113頁）  
3・廣井亮一『カウンセラーのための法と臨床～離婚・虐待・非行の問題解決に向けて』、金子書房、2012、218（1～218頁）  
4・二宮周平「家族法改革の展望～個人と家族はどこへいくのか」、辻村みよ子編『ジェンダー社会科学の可能性 かけがえない個から』、岩波書店、2011、243（213～234頁）

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

二宮 周平 (Ninomiya, Shuhei)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：40131726

### (2) 研究分担者

田中 通裕 (Tanaka, Michihiro)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：00131508

村本 邦子 (Muramoto, Kuniko)

立命館大学・応用人間科学研究科・教授

研究者番号：70343663

渡辺 惺之 (Watanabe, Satoshi)

立命館大学・法務研究科・教授 (2012年4月

削除) 研究者番号：30032593

櫻田 嘉章 (Sakurada, Yoshiaki)

甲南大学・法学研究科・教授

研究者番号：10109407

中野 俊一郎 (Nakano, Shiunichirou)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：30180326

佐上 善和 (Sagami, Yoshikazu)

立命館大学・法学部・教授 (2011年4月削除)

研究者番号：50081162

### (3) 連携研究者

渡辺 千原 (Watanabe, Chihara)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：50309085

山口 亮子 (Yamaguchi, Ryoko)

京都産業大学・法学部・教授

研究者番号：50293444

松本 克美 (Matsumoto, Katsumi)

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：40309084

立石 直子 (Tateichi, Youko)

岐阜大学・地域科学部・准教授

研究者番号：00369612

松村 歌子 (Matsumura, Utako)

関西福祉大学・健康福祉学部・講師

研究者番号：60434875

廣井 亮一 (Hiroi, Ryoichi)

立命館大学・文学部・教授

研究者番号：60324985

酒井 一 (Sakai, Hajime)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：70238095

織田 有基子 (Oda, Yukiko)

日本大学・法務研究科・教授

研究者番号：90204213

長田 真理 (Nagata, Mari)

大阪大学・法学研究科・教授

研究者番号：10314436

高杉 直 (Takasugi, Naoshi)

同社大学・法学部・教授

研究者番号：60243747

北坂 尚洋 (Kitasaka, Naohiro)

福岡大学・法学部・教授

研究者番号：60346129

黄 ジンテイ (Kou, Jintei)

帝塚山大学・法政策学部・講師

研究者番号：50372636

加波 眞一 (Kanami, Shinichi)

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：00175283

樋爪 誠 (Hizume, makoto)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：00308769

中村 正 (Nakamura, Tadashi)

立命館大学・産業社会学部・教授

研究者番号：90217860

団 士郎 (Dan, Shirou)

立命館大学・応用人間科学研究科・教授

研究者番号：20388101

佐々木 健 (Sasaki, Takeshi)

札幌学院大学・法学部・准教授

研究者番号：00556764

松久 和彦 (Matsuhisa, Kazuhiko)

香川大学・法務研究科・准教授

研究者番号：90550426